



# 鳥取県公報

平成 25 年 4 月 5 日 (金)  
第 8 4 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	建築士法による指定試験機関の変更の届出 (270) (住宅政策課) . . . . . 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (271) (農地・水保全課) . . . . . 2
	県営土地改良事業計画の決定 (2件) (272・273) (〃) . . . . . 2
	高度公益機能森林等の区域の変更 (274) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サ-
	ビス事業者の指定 (275) (西部総合事務所福祉保健局) . . . . . 3
◇ 公 告	猟銃安全指導委員の委嘱 (警察本部生活環境課) . . . . . 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (〃) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (物品契約課) . . . . . 5
	制限付一般競争入札の実施 (2件) (警察本部会計課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第270号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、指定試験機関から名称を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定試験機関の名称  
変更前 財団法人建築技術教育普及センター  
変更後 公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更年月日  
平成25年4月1日

## 鳥取県告示第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大井手土地改良区の定款の変更を平成25年3月28日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第272号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業因幡白兎地区（三反田池）ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年4月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

## 鳥取県告示第273号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営地域ため池総合整備事業因幡白兔地区（堂出池）ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成25年4月5日から同月25日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第274号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の5第1項の規定に基づき、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を次のとおり変更したので、同条第4項において準用する同法第7条の3第4項の規定により告示する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所農林局、西部総合事務所農林局及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月5日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
一般社団法人ぼかぼか	米子市上福原七丁目6-2	おひさまサポート	米子市上福原七丁目6-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	平成25年4月1日

特定非営利 活動法人き らめき	西伯郡大山町 平田376	ストック作業所	西伯郡大山町平田 376	就労継続支援 A 型	〃
-----------------------	-----------------	---------	-----------------	---------------	---

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2第1項の規定により、猟銃安全指導委員を次のとおり委嘱した。

平成25年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 猟銃安全指導委員の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
山本 紀幸	八頭郡八頭町	郡家警察署の管轄区域内

2 猟銃安全指導委員の連絡先

猟銃安全指導委員の住所を管轄する警察署に問い合わせること。

警察署	電話番号
郡家警察署	0858-72-0110

3 猟銃安全指導委員の任期

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年4月5日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成25年5月9日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第27会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

経験者講習	平成25年5月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
-------	--------------------------------------	-------------------------	-------------------------

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

大型高速スノーパ除雪車 1台

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成25年12月20日（金）

## (4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110-5 鳥取県鳥取空港管理事務所

## (5) 入札方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入力すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 24 年鳥取県告示第 606 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成 25 年 4 月 30 日（火）午後 5 時までに 4 の (1) の場所に提出すること。

- (3) 平成 25 年 4 月 5 日（金）から同年 5 月 17 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成 25 年 4 月 5 日（金）から同年 5 月 17 日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## 3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

## 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類又は競争入札参加資格審査の申請書類の提出先又は問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7433

<電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp>

- (2) 調達物品の仕様に関する問合せ先

〒680-0947 鳥取市湖山町西四丁目 110-5

鳥取県鳥取空港管理事務所

電話 0857-28-1150

- (3) 入札説明書の交付方法

平成 25 年 4 月 5 日（金）から同年 5 月 17 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成 25 年 4 月 5 日（金）から同年 5 月 17 日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

イ 交付場所

(1) に同じ。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

## ア 入札日時

平成25年4月5日（金）午前11時から同年5月17日（金）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年5月16日（木）午後5時までとする。）

## イ 開札日時

平成25年5月17日（金）午後1時

## ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

## (1) 入札

ア 電子入札については、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、電子メールにより4の(1)の提出先に平成25年4月22日（月）午後5時までに提出しなければならない。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子メールにより提出できない場合においては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することを認める。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : High-Speed Snow Removal Vehicle Designed for use at Airport

(2) April 22, 2013 5 : 00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 17, 2013 Noon : Time-limit for submission of tenders

(4) Contact Point for notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts Contract and Supplies Office Tottori Prefecture Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7433

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

バルーン投光機及び囲繞用フェンス借上げ、設置等業務委託 一式

## (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

## (3) 委託期間

契約の日から平成25年5月28日まで

## (4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成25年4月5日（金）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月18日(木)午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

(5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110

ファクシミリ 0857-29-3700

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年4月5日(金)から同月15日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年4月26日(金)午後2時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(木)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月22日(月)午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代え

ることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (4) 手続における交渉の有無

無

### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 調達案件の名称及び数量

寝具借上げ、搬送等業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

### (3) 委託期間

契約の日から平成25年5月31日まで

### (4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25年4月5日（金）から同月26日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分がその他の賃借のその他に登録されている者であること。  
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年4月18日（木）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (4) この公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- (5) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857-23-0110
  - (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433
  - (3) 入札説明書の交付方法  
(1)の場所で平成25年4月5日（金）から同月15日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。  
なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。
  - (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。
  - (5) 入札及び開札の日時及び場所  
平成25年4月26日（金）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（木）午後5時までとする。）  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）
- ### 5 入札参加者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年4月22日（月）午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。